

経営安定関連保証（セーフティネット保証）第5号認定（イ-①・イ-④）のご案内

（令和6年4月1日更新版）

1 制度概要

全国的に業況の悪化している業種（ただし、経済産業大臣の指定を受けた業種）に属し、経営の安定に支障が生じている中小事業者に対して保証限度額の別枠化等を行い、信用保証協会が借入金の80%を保証する制度です。

2 対象中小企業者

次の全てに該当する方。

- （1）中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であること。
- （2）最近3か月間（イ-④の認定基準緩和様式については一部実績見込み）の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。）が前年同期（イ-④の認定基準緩和様式については※1参照）の売上高等に比して5%以上減少していること。

※1 イ-④の認定基準緩和様式にて申請する場合は、原則として最近1か月の売上高等が**新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同月**に比して5%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が**同感染症の影響を受ける直前同月**に比して5%以上減少することが見込まれることが必要ですのでご注意ください。

- （3）1つの指定業種に属する事業のみを行っている、または、2つ以上の業種を行っておりその全てが指定業種に属すること。

※2 2つ以上の業種を行っており、その全てが指定業種ではないが、1つ以上の指定業種を含む方は、イ-②・イ-③・イ-⑤・イ-⑥に該当し、申請様式も異なりますのでご注意ください。

3 申請期間 経済産業大臣による指定期間

4 必要書類一覧

必要書類	法人	個人	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
認定申請書2通（代表者印を押したもの）	○	○	
認定申請書の添付書類	○	○	
直近1年分の決算書 及び 申告書の写し	○		
直近1年分の確定申告書 及び 青色申告決算書の写し		○	
登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※コピー可（但し 発行後3カ月以内のもの ）	○		
営業証明書（税務課にて発行できます）		○※3	
許認可証の写し	○※3	○※3	
指定業種を確認できる書類（取扱い商品がわかる書類、 許認可証、登記事項証明書や営業証明書など）	○	○	
各月の売上高がわかる書類（試算表や売上台帳の写し）	○	○	
委任状（代理申請の場合のみ、様式自由）	○	○	

※3 売上の減少理由が新型コロナウイルス感染症の場合は、省略可能です。

5 留意事項

- ・認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効となる場合があります。
- ・認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。
- ・認定書の有効期限は発行日を含め 30 日です。

6 申請先・問合せ

加須市役所 産業振興課 加須市三俣 2-1-1 TEL 0480-62-1111 (内線 252)